



医療保険 訪問看護利用料金表

令和8年6月改定
ALIVE訪問看護リハビリステーション

診療報酬 利用者の自己負担額は定率負担分となります。

サービス項目			利用料金	1割	2割	3割
基本項目	訪問看護基本療養費（Ⅰ） （1日につき）	看護師週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
		看護師週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
		理学療法士等	5,550	555	1,110	1,665
	訪問看護基本療養費（Ⅱ） （1日につき） 同一建物居住者	看護師同一日 2人、週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
		看護師同一日 2人、週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
		看護師同一日 3人以上9人以下 週3日まで	2,780	278	556	834
		看護師同一日 3人以上9人以下 週4日以降	3,280	328	656	984
		理学療法士等同一日2人	5,550	555	1,110	1,665
		理学療法士等同一日 3人以上9人以下	2,780	278	556	834
	訪問看護基本療養費（Ⅲ）外泊時	入院中に1回、厚生労働大臣の定める疾病等は入院中2回	8,500	850	1,700	2,550
	訪問看護管理療養費（月の初日、1月につき）	機能強化型訪問看護管理療養費 1から4まで以外の場合	7,710	771	1,542	2,313
	訪問看護管理療養費（月の2日目以降、1月につき）	同一建物居住者20人未満	3,010	301	602	903

加算項目			利用料金	1割	2割	3割
加算項目	24時間対応体制加算	月1回	6,520	652	1,304	1,956
	緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650	265	530	795
		月15日目以降	2,000	200	400	600
	特別管理加算	月1回	2,500	250	500	750
		月1回（重症度が高い利用者）	5,000	500	1,000	1,500
	退院時共同指導加算	退院日の翌日以降の初日に加算	8,000	800	1,600	2,400
	退院支援指導加算	退院日の翌日以降の初日に加算	6,000	600	1,200	1,800
		長時間（90分以上の場合）	8,400	840	1,680	2,520
	特別管理指導加算	月1回（別表7,8）	2,000	200	400	600
	在宅患者連携指導加算	月1回	3,000	300	600	900
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回	2,000	200	400	600
	訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50	5	10	15
	訪問看護医療情報連携加算	月1回	1,000	100	200	300
	訪問看護情報提供療養費 1.2.3	月1回	1,500	150	300	450
	訪問看護ターミナル療養費 1	自宅	25,000	2,500	5,000	7,500
	訪問看護ターミナル療養費 2	自宅外	10,000	1,000	2,000	3,000
	難病等複数回訪問加算（同一建物2人以下）	1日2回	4,500	450	900	1,350
		1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
	長時間訪問加算	週1回（90分を超える場合）	5,200	520	1,040	1,560
	夜間早朝訪問看護加算 夜間 18:00～22:00 早朝 6:00～8:00	同一建物2人以下	2,100	210	420	630
	深夜訪問看護加算 深夜22:00～6:00	同一建物2人以下	4,200	420	840	1,260
	複数名訪問看護加算	看護師と訪問（同一建物2人以下 1日1回）	4,500	450	900	1,350
		その他の職員と訪問（同一建物2人以下1日1回）	3,000	300	600	900
	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	月1回	1,050	105	210	315
	訪問看護物価対応料Ⅰ	月の初日の訪問の場合（1日につき）	60	6	12	18
		月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）	20	2	4	6

項目		備考	金額
実費項目	交通費	通常の事業実施地域外 片道20km未満	250円/回
		通常の事業実施地域外 片道20km以上	500円/回
	死後の処置	死後処置料	11,000円
	定休日利用料	土日・年末年始（12月30日から1月3日）	2,000円
	キャンセル料	訪問予定日の前営業日17時までのキャンセル	無料
		訪問予定日の前営業日17時以降のキャンセルまたは無断キャンセル	1,000円

※キャンセル料について：利用者本人の体調不良・容態急変、緊急受診・入院、主治医の指示、災害・交通遮断その他これらに準ずる、利用者または家族の責めに帰すことができない事情により訪問を受けることが困難となった場合は、キャンセル料をいたしません。